

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 ( 262145 )
地域名 (地域内農業集落名)	当尾 (岩船、西小、東小、大門、大畠、高去、勝風、森、北下手、南下手、辻、尻枝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第9回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、年々、人口が減っており(H30年度末:565人、R1年度末:544人、R2年度末:534人、R3年度末:519人、R4年度末:502人)、過疎化が進んでいる。

また、農業の従事状況は、2005年(H17年)は90人あったが、2020年(R2年)では52人と減っている(農林業センサス数値)。専業農家はいるものの年代としては70代が多く、また、兼業農家の年代も60代が多い。このため、地域の農業従事者の平均年齢は72.4歳であり、京都府及び木津川市の平均を約2歳上回っており、高齢化が顕著である(年齢階層別経営体:50代9人、60代11人、70代11人、80代以上12人)。耕作者も高齢となってきていることから、用水路や農道の維持管理について対応ができない場所もある。

平地が少なく山間のため、農地の面積も小さく不整形で、また、日当たりの悪い農地もあり、さらには、有害鳥獣の被害も多数あり、耕作する条件としては、悪い条件が揃っている。

アンケートからも今後、耕作放棄地が増えるとの回答が一番多く、今後、できるだけ耕作放棄地を増加させない仕組みや取り組みを整える必要がある。

なお、山間であっても有機や無農薬に取り組むには小規模な田畠の方が良いなど有利な利点もある。

耕作している作物については、当地域では、木津川市の伝統野菜で幻のゴボウといわれる『当尾ゴボウ』や古くから栽培されている『当尾キュウリ』の特産品がある。こうした特産品の栽培方法をしっかりと継承していく必要がある。ただし、当尾ゴボウは栽培の条件があり、限られた場所でしか栽培が困難という課題もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

現状を踏まえて、今後、現在の耕作地をそのまま農地として守り続けることが困難な農地もあるため、条件が良い農地や守り続けたい農地等を選択する。

選択した農地については、コストの削減、作業時間の短縮、効率化・高度化等を可能にするため農地の集積・集約化を進める必要がある。また、条件が揃う農地については、基盤整備(簡易な整備も含む)を検討する。なお、集積・集約化については、地域の意向に沿って進める。

また、基盤整備ができない山間であっても山間部ならではの農産物への転換をすることで荒廃農地の増加を抑えることに繋がる。

安定して農作物を栽培し、安定した収入が得られるように、露地栽培から水耕栽培や施設(ハウス)栽培へ転換についても、条件が整ったところから進める。

当尾地域の特産品(当尾ゴボウと当尾キュウリ)の栽培について、経験者から技術の指導を受け、後世に継承し、ブランド化を目指す。

一定の条件が整った状況で、地域全体で農作業が協力できる組織を立ち上げ、地域内での協力体制と営農できる環境を整え、従事者についても地域内外から雇用し、農業の持続的発展と地域の活性化を目指す。

地域外からの就農者確保のため、地域一体となって栽培への技術支援や作業協力など、就農から定着まできめ細やかな伴走支援ができるよう体制を整える。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.0 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び既に利用権設定が行われている農地に加え、地域での話し合いにおいて将来的に農業の継続が見込まれる農地を設定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、現在の耕作者(専業農家、兼業農家、高齢又は中小規模の農業者等)や地域の意向を尊重しながら、認定農業者や新規就農者を中心に進めるとともに、多様な担い手への農地集積を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、認定農業者を含めた多様な担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

将来を守る農地や耕作しやすい農地について、農作業の効率化を図るため、必要とする一体的な農地整備や簡易な基盤整備(畦畔除去、農道整備など)を耕作者・地権者の意向を踏まえ、条件が揃えば実施を検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

行政(市・府)やJAと連携し、地域内外から多様な耕作者を募集する。また、新規就農者や地域外からの耕作者を確保するため、当尾地域の魅力を発信する取り組みを進める。

新規就農者へは、栽培技術の指導や耕作する農地の斡旋、コミュニティなどからの農業用機械のレンタルや作業協力などの支援を検討し、相談から定着までの取り組みを展開する。

多様な耕作者や労働力を確保し、地域が活性化する一つの手段として集落営農(地域営農)や農事組合法人等の設立を目指す。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ大規模な経営をしている耕作者がいないため未定であるが、農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、労働力不足により農作業委託の必要性を感じている耕作者が積極的に活用できる環境整備に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業を活用して設置した防護柵の維持管理を地域で協力しながら徹底するための体制の構築等に取り組む。  
⑧中山間地域等直接支払交付金等の事業の活用を検討し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。